

JAMの主張

残業代不払い、首切り自由 安倍政権の雇用ルールに反対を

機関紙 J A M 2014 年 10 月 25 日発行 第 188 号

労働基準法では、1日8時間、1週40時間という労働時間の上限が規定されているが、現実の職場では、経営者であれ労働者であれ、労働基準法で規制している上限時間は、これ以上は絶対に働かせられない上限だと考えている者はいない。

法律の建前は、時間外労働とは、突発的に労務提供しなければならない事態が発生した場合などに限り、例外的な場合のみ36協定を締結して、割増賃金を払うことで法律上の上限時間外を超えて労働をさせても良いとしている。法の趣旨からすると、「時間を区切って働き、その労働時間に応じて報酬を支払う」という労働契約が成立すると解釈できる。

しかし、実際の多くの職場では、日常的に1日8時間を超える生産計画が生まれ、労働者は時間に制限なく会社の要請に応じて働いている。

過去の最高裁判例でも、1991年の「日立製作所武蔵工場事件判決」で、就業規則と36協定がある限り、労働者は労働契約に定める労働時間を超えて労働する義務を負い、残業命令に従わない労働者を懲戒解雇することも可能とする判決を出している。

このようなことから解るように、わが国には欧米諸国のような、法による労働時間の量的上限規制というものは存在していない。

このように労働時間の上限規制を定めないままに、いまのような働き方を可能にしてきたのは、使用者の指示命令によって、社内のさまざまな職務に従事することは当然と考える、わが国独自の雇用形態が定着してきたからでもある。

私たち労働者は、わが国の経済成長を支えてきた技術革新に対応するため、大規模な配置転換も受けて入れてきたが、「欧米のような職務型の雇用契約では、円滑な配置転換や出向・転籍などが実施できない」ことを経営側も理解していたからである。

このように、労使が積み重ねてきた雇用慣行を無視するかのように、安倍政権が進めようとしているのは、「会社にとって必要な人材のみ確保」し、「労働時間規制を緩和することにより残業代を支払わず」に、「人材が不要になったらいつでも雇用契約を解約することができる」雇用ルールをつくらうとしていることである。

JAMは、このような安倍政権の動向に対して、連合の仲間とともに、全組合員の総意によって反対していかなければならない。